

平成26年度定期監査等結果報告書（第2次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成26年度定期監査等の結果（第2次）に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成26年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

平成26年度定期監査等結果報告書（第2次）に基づく措置状況の公表について

都 市 整 備 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ③ 年度開始前に起案され、長期継続契約による契約である旨が記載されているが、契約期間は1年で、契約書の条項および仕様書には長期継続契約である旨は記載されていない。 また、下水道管路施設台帳システム保守管理業務の委託契約がなされているが、支出科目は委託料ではなく役務費で支出されている。 ・ 下水道管路施設台帳システム保守管理業務 315,000円
原 因
従来通り処理した為
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
平成27年度の契約から改善を行う。 平成27年度予算は、支出科目を委託料で要求している。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 修繕請負の契約書について、業務委託に係る契約書の様式で作成されている。契約条項も業務委託に係る内容となっている。 ・ 西御所ポンプ場No.3 雨水ポンプ用ディーゼルエンジン整備 6,667,500円 他10件
原 因
修繕は、工事請負又は業務委託のどちらでも良いと思い処理した為。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後、工事請負として取り扱う。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(5) 書類関係について ② 御所市水洗便所改造資金貸付について、次のような事例が見受けられた。 A 月額償還金額について、承認（変更）通知書に記載されている償還方法の金額と借用証書に記載されている金額とが異なっている。
原 因
通知書に記載されている償還方法は、あくまで予定であり、借用証書に記載されている償還方法が決定であるため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
通知書は工事着工前に発行するものであり、借用証書は工事完了後に発行することから、金額が異なる時は、変更通知書で対応する。

管 財 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
<p>(2) 委託及び契約事務について</p> <p>① 委託業務（事業）の完了に伴う完了通知に基づく履行確認の検査時期が年度を超えて行われているが、支払代金については当該年度予算より支出されている事例が見受けられた。</p> <p>地方自治法施行令第143条第1項第4号に、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは、相手方の業務等の履行を地方公共団体において検査し、当該委託業務が履行した事を確認した日と解すべきである。したがって、3月中に委託業務が履行されたとしても、4月に入ってから検収により当該委託業務の履行を確認したのであれば、新（翌）年度の予算から支出することになる。このことから、完了通知及び検査並びに検査確認通知については3月31日までに行わなければならないのである。</p> <p>・ 吉野口駅前公園（駐車場・駐輪場・公園）維持管理委託業務 100,000円 他1件</p>
原 因
<p>業務委託の履行確認については、3月31日付で行いましたが、前任者の退職により、事務的処理が新年度になりました。</p>
<p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>
<p>当年度内に書類を作り直した。今後、このような事務処理・誤りが無いよう課内のチェック体制を強化します。</p>

建 築 住 宅 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
<p>(2) 委託及び契約事務について</p> <p>⑥ 業務委託契約書について、支払条件、支払方法が明記されていない。また、契約金額（診断料）について、消費税額の有無が記載されておらず、税込額か税抜額かが判断できない。</p> <p>・ 木造住宅耐震診断業務委託 495,000円</p>
原 因
<p>支払条件・支払方法の記載漏れによるもの。</p> <p>消費税については、税込額であるが記載漏れによるもの。</p>
<p>改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針</p>
<p>支払条件・支払方法についての記載を確実にし、消費税についても税込額なのか税抜額なのかを確認のうえ、明確に記載することとした。</p>

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 随意契約に伴う見積合わせで業者から徴した見積書について、3者のうち2者は消費税抜き の金額であるが、1者は金額が消費税込みなのか抜きなのか記載されていないため、正確な見 積合わせとなっていない。 ・改良住宅小林88号空家（作業室・2階・外部）修繕 1,209,600円 他4件
原 因
税抜額であるが記載漏れによるもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
消費税については税込額なのか税抜額なのかを確認のうえ、明確に記載することとした。

企 画 政 策 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 契約書について、次のような事例が見受けられた。 C 契約書の条項が砂消しゴムによって削除されていた。 ・JR御所駅乗車券類発売・駅舎清掃等業務委託 4,390,950円
原 因
契約相手方の申し入れにより、契約押印後に、不要な条項が入っていたと気づき、双方合意の 上削除した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
不要な条項と考えていたが、支払条件等の条項は必要であるので、以後記載している。

環 境 業 務 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 車両点検整備（タイヤ交換）に係る契約書について、契約日と契約期間の開始日の箇所にお いて、砂消しゴムで訂正が加えられている。 ・契約書 公用車のタイヤ交換（奈良800す801） 197,190円
原 因
取扱者の訂正方法についての認識誤り
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
訂正の場合は当該箇所に双方の訂正印を押印することとし、今後はこのような事が無いように 改善します。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ② 車検の契約書について、契約締結日が1年前の日付になっている。 ・ 契約書 車輛点検整備 (奈良88す954) 76,235円 ・ 契約書 公用車修理 (奈良100さ2679) 124,590円
原 因
書類作成時の入力誤り及び確認時の失念と思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
書類確認の徹底により、日付、金額等に誤りがないよう取り扱います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 伝票等の処理について ③ 同一の物品購入について、次のような事例が見受けられた。 B 2日間の中に4回続けて同一業者に分割発注している。 ・ 防寒着上下 8,800円×5組=44,000円 (H25.10.23) ・ 防寒着上下 8,800円×5組=44,000円 (H25.10.23) ・ 防寒着上下 8,800円×5組=44,000円 (H25.10.25) ・ 防寒着上下 8,800円×5組=44,000円 (H25.10.25)
原 因
作業シフト上、分散して採寸し個々に発注したため生じた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は、同様の発注がある場合は、数量を取りまとめのうえ、入札又は見積合わせにより発注します。